(どう見る教育基本法改正与党案　政治的妥協の言葉遊び(信濃毎日新聞-2006.04.19

信濃毎日新聞　2006年4月19日　第三種郵便物認可

どう見る教育基本法改正与党案

与党の教育基本法改正案がまとまった。国会提出に向けた政府、与党の動きが注目されるが、焦点の「愛国心」などについてどう見るか。市川昭午国立大学財務・経営センター名誉教授と中嶋嶺雄国際教養大学長に寄稿してもらった。

愛国心教育強要の危険

国立大学財務・経営センター名誉教授　市川　昭午

与党改正案は自民党と公明党の妥協案であるため、教育行政や宗教教育など予想されたほどひどくならなかった条項もある。しかし寄せ木細工的というか玉虫色の文言があまりにも多く、今後の政策展開をみないと、具体的にどのような効果をもたらすのか分かりにくいものとなっている。

問題点としては以下のようなことが言える。

まず改正案は生涯学習、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域住民の連携協力など新しい条項を追加しているが、何を基準にそれらを選択したのか、その理由が明らかでない。

現行法は日本国憲法と教育関係の諸法をつなぐことを基準とし、憲法と関係のある条項に限って規定している。

ところが改正案はそうした明確な構成原理を欠いており、追加条項の選択基準が恣意（しい）的である。

新しい時代に必要な教育問題や条項は他にもある。そのため「これこれの条項が規定されていないではないか」といった不満が絶えないことが予想される。

改正案は公共の精神、伝統と文化、情操と道徳心、健やかな身体、自律の精神、国と郷土を愛するなどの徳目を国民に要求し、保護者、教員及び児童生徒、地域社会など国民の責任を強調している。

【いちかわ・しょうご】東大卒、筑波大教授、国立教育研究所次長、国立学校財務センター教授などを経て2001年から現職。1930年、上高井郡小布施町生まれ。

特に注目されるのは「伝統と文化の尊重」である。これは当然のことのように思われるかもしれないが、わが国の「伝統と文化」が何を指すのか明らかでない。そのため「伝統と文化」が果たして何を指すのかについて果てしない論争が行われ、教育現場が一層混乱する可能性もある。

むろんその半面では、意味があいまいなだけにどうでも都合のよいように解釈され得る。

国旗・国歌の学校現場における指導に見られるように、結果的に愛国心教育などが強要される危険も否定できない。

一番問題なのは、教育目標としての国民の態度を養うことが繰り返し強調されていることである。心を法律で縛ることへの批判を意識してか「心」という言葉を避け、「態度」に表現を変えているが、心は査定できないのに対して態度は外から観察し、評価できることを考えるならば、これは規制の緩和ではなく、むしろ強化である。

現行法は主としてあるべき教育政策の基本方針とか国や地方自治体、あるいは教育関係者などに対する訓示的性格のものだったが、改正案はむしろ国民が順守すべき徳目を列挙する方向に変化しており、同時に教育行政には教育内容や教育計画策定の権限を具体的に付与するものとなっている。

その意味で現行法の百八十度転換とまではいえないにしても、少なくとも九十度以上その性格を転換するものである。

改正の背景に見えるのは、グローバルな規模での国家間の競争に打ち勝てる国民を育成すると同時に、厳しい市場原理が生み出す社会的分裂を回避し、国民統合を確保しようということであろう。

もう一つうかがえるのは、政治や経済が負うべき責任を教育に転化しようとする姿勢である。教育基本法の文言を変えたからといって、経済や政治がよくなるなどということはあり得ない。

今回の改正案では、教育が日本国憲法を支えるという基本法本来の役割を担えなくなることだけは確実である。

政治的妥協の言葉遊び

国際教養大学長　中嶋　嶺雄

教育基本法の与党改正案は、最大の争点だった教育目標の「愛国心」について、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」としている。

この文言自体を読めば、当然のことを言っているにすぎないように思われるが、「国」は統治機構を意味しないといった不可解な前提があったりしたことを知ると、一種の言葉の遊びに終始した感があり、自民党と公明党の妥協の産物であることは否めない。

私自身も中央教育審議会の教育基本法特別委員会のメンバーとして約四カ月の集中審議に加わり、二〇〇三年三月には中教審答申を出したのだが、それから三年もたって今回まとまった案と、中教審答申の「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養（かんよう）」という文言を比べてみると、七十回も非公開で議論を続けた上での結論だという与党協議会の不毛な中身が透けて見えるような気もする。

【なかじま・みねお】東大大学院修了。東京外国語大教授、同学長を経て公立大学法人国際教養大学理事長・学長。1936年、松本市生まれ。

本当に日本の将来を考え、教育の危機を論じ、特にグローバル化時代を見据えた人材育成の在り方を具体的に討議したのであろうか。そのような本質論はそっちのけで、ある種の固定観念や党派性にとらわれ、結局は三年もかけて中教審とさして変わらぬ文言で妥協したのではないか。

特に、少数与党である公明党の対応は理解に苦しむことが多く、自民党は自民党で小泉政権への国民的負託に堂々と応えるのでなく、公明党のイデオロギーに卑屈な妥協をしたとの印象がぬぐえない。

もっとも中教審自体、一部のマスコミや時代錯誤的な反対論者を意識して、私個人の意見とは異なり、「愛国心」という用語は避けたのであるが、本来はこの点も再検討すべきであろう。第一、愛国心にはパトリオティズム（ｐａｔｒｉｏｔｉｓｍ）という国際的に共通の言葉があるのに、「国を愛する心」や「我が国と郷土を愛する態度」を外国人に説明するのにどう訳すのだろうか。

確かに「愛国心」という言葉は、ナショナリズムと同様に感情的価値を伴う厄介な概念ではあるが、亡き清水幾太郎氏が早くも一九五〇年に名著「愛国心」（岩波新書）で指摘していたように、個人の自覚と民主主義を欠いている場合には大いに困った存在になるのである。

しかし、今日のわが国のように個人主義と民主主義が制度的に保証されている時代と、戦前のファシズムの時代の「愛国心」とは、その時代環境が根本的に異なっている。個人主義も民主主義も欠落している中国や北朝鮮などの独裁国家が唱える「愛国主義」とも大きく違っている。

「郷土への愛」を「愛国心」の健全な発露だと言ったのは、米コロンビア大学の歴史学教授カールトン・ヘイズであったが、その名著「ナショナリズムについての評論」は一九二六年の出版であり、まさに両大戦間の平和な時代のことであって、ファシズムや軍国主義とは無関係だった。わが国は戦後一度も戦争をせず平和に徹していて、「愛国心」という言葉を用いたからといっていささかも問題がないと私は思っている。それをあえて避けているところに、政治の欺まんを感じざるを得ないのだ。